不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会事務局 生涯学習課

不利益処分の内容		図書館の入館拒否・退館命令(利用の制限)
根拠法令等及び条項		栃木市図書館条例第6条
	根拠条項	栃木市図書館条例第6条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更

【基準】 ・公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 ・他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。 ・栃木市図書館条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 ・このほか、図書館の管理上支障があるとき。 処 分 基 準